

令和 7 年 9 月 16 日

青森労働局長  
角井 伸一 殿

青森地方最低賃金審議会  
会長 石岡 隆司

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 12 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議をした結果、下記の青森県特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金  
(平成 20 年青森労働局最低賃金公示第 2 号)
- 2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成 20 年青森労働局最低賃金公示第 3 号)

令和7年9月16日

青森労働局長  
角井 伸一 殿

青森地方最低賃金審議会  
会長 石岡 隆司

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月12日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議をした結果、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第5号）について改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。